

尾道市まちなみ形成事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年8月1日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市まちなみ形成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、個性的で風格のあるまちなみを創出するため、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条第1項に基づき作成し、同条第8項に基づく主務大臣の認定を受けた尾道市歴史的風致維持向上計画に記載されている重点区域内（以下「重点区域内」という。）に散在する歴史的建造物等の所有者等が行う整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては尾道市補助金交付規則（昭和38年規則第18号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 歴史的建造物等 建築後長期間年数が経過しており、歴史的資料又は学識経験者等による評価資料等がある建造物・工作物のことをいう。
- (2) 整備 建築当時の形態意匠の再現若しくは維持又は全体との調和を目的とする外観の修理、外観変更等を行うことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、重点区域内に散在する歴史的建造物等の所有者又は管理者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を滞納していない者
- (2) 次条第1項に規定する補助対象事業に関して、国・県・市の他の制度による補助金を受けていない者

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、歴史的建造物等を整備する事業とし、原則として年度内に完了するものとする。ただし、規模又は内容により年度内の事業完了が困難な場合は、この限りでない。

2 補助対象事業は、尾道市景観計画等で定める景観形成の方針に沿うものであって、かつ、関係法令等が遵守されたものでなければならない。

3 居住を目的として新たに所有又は管理する歴史的建造物等が、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域に所在している場合には、補助対象にすることはできないものとする。ただし、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3に規定する構造方法で改修工事を行っている場合を除く。

4 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象事業費」という。）は、補助対象事業に要する費用とする。ただし、設計料、申請手数料等、直接補助対象事業と関係のない経費及び新たに屋外広告物を設置するための経費を除く。

5 補助対象事業は、歴史的建造物等につき、1回に限り行うことができる。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象事業費の3分の2に相当する額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）として、限度額については、200万円とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 工事等見積書

(2) 申請内容に係る図面（付近見取り図・平面図・立面図・外観イメージ図・その他）

(3) 現況写真（付近見取り図に撮影位置及び方向を記載したもの）

(4) 誓約書（申請者用）（別記様式第2号）

(5) 誓約書（所有者用）（別記様式第3号）（申請者が所有者と異なる場合）

(6) 市税等納付状況照会承諾書（別記様式第4号）

(7) その他市長が特に必要と認める書類

2 市長は、第1項により提出を受けた交付申請書の内容について、次条第1項に規定する委員会の開催を行う前に、学識経験者等に申請内容についての意見を求め、同項に規定する委員会において報告することができる。

（まちなみ形成推進委員会）

第7条 市長は、補助金交付の適否について意見を聴くため、尾道市まちなみ形成推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、市長が任命又は委嘱する。

3 委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会における補助金交付の適否の審議については、別に定める。

5 委員会の庶務は、建設部まちづくり推進課において処理する。

（交付決定等）

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により、補助金の交付申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しないことを決定した場合、補助金不交付決定通知書（別記様式第6号）により、補助金の交付申請をした者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が、交付決定を受けた補助対象事業の内容を変更し、又は当該補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに補助金交付決定内容変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第7号）を市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、内容の変更（中止・廃止）を承認するときは、補助金交付決定内容変更（中止・廃止）承認通知書（別記様式第8号）を申請者に通知するものとする。

（補助事業の完了）

第10条 交付決定者は、補助事業が完了した日から30日以内又は当該

年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（別記様式第9号）に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

（完了検査）

第11条 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、市職員をして事業の完了を確認するための検査をさせるものとする。

2 前項の検査を行った職員は、検査の結果適正に事業が完了していると認めたときは、検査調書（別記様式第10号）を作成するものとする。

（補助金の額の確定及び通知）

第12条 市長は、前条第1項の検査の結果が適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（別記様式第11号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金交付請求書（別記様式第12号）を市長に提出するものとし、市長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

（財産の処分の制限）

第14条 この要綱に基づく補助金の交付を受け整備した歴史的建造物等の所有者又は管理者は、原則として、補助事業が完了してから10年間は、当該歴史的建造物等の補助対象となった部分の外観変更及び除却又はこれらを前提とした譲渡をしてはならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

（決定の取り消し）

第15条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 誓約書に記載された事項に違反があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と認められたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、補助金交付取消通知書（別記様式第13号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条により補助金の交付の決定を取り消した場合にお

いて、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金返還通知書（別記様式第14号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

付 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行し、令和4年度に交付する補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。